

医療法人 野尻会

次世代法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（変更案）

家庭生活と仕事の両立に対する負担軽減及び私生活の充実を図り、全職員が働きやすい環境を作る
ことによってその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和 5 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日（5 年間）

2. 当法人の課題

- ・部署や職員によって残業時間に大幅な差がある
- ・職員によって担当できる業務や習熟度に差があり、様々な業務ができる職員の負担が大きい
- ・部署や職員によって年次有給休暇の取得率に差がある

3. 目標と取組内容・実施時期

目標 1：年次有給休暇の取得率の向上

（数値目標：法人の有給取得率 90%以上を 5 年間維持する。）

<実施時期・取組内容>

- ・2023 年 4 月～ 前計画期間の有給休暇取得率及び目標取得率の公表
- ・2023 年 8 月～ 各部署・職員の有給休暇取得率を算出し所属長へ周知、取得率アップに向けた
対策の検討
- ・年 2 回 有給休暇取得状況の定期確認

目標 2：育児休業・休暇取得促進及び復職率の向上

（数値目標：育児休業取得率および復職率男女共に 100%を目指す）

<実施時期・取組内容>

- ・2023 年 4 月～ 院内のグループウェアシステムを用いて目標の公開
- ・2023 年 8 月～ グループウェアシステムを用いて育児休業・休暇制度の概要に関する資料公開
- ・2023 年 8 月～ 配偶者が出産予定の男性職員と所属長へ個別に育児休業に関する制度や利
用可能な制度の説明を開始
- ・2023 年 4 月～ 休職者へ e-ラーニングのすすめや必須の講座を定期的に案内する
（職場と隔絶しているという意識や医療的な知識を更新することで復職に対する
ハードルを軽減することを目的とし、受講の無理強いはしない）

目標 3：職員の多技能化により部署間の応援を可能にし、残業時間の平均化を図る。

（数値目標：一月あたりの残業時間を全職員 15 時間以内とする。）

<実施時期・取組内容>

- ・2023 年 4 月～ 各職員の担当業務・習熟度の把握
- ・2023 年 4 月～ 応援業務に関するマニュアルの作成及び応援者の指導